

平成17年11月17日

各 地方厚生（支）局健康福祉部長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

指定保育士養成施設の運営適正化について

近年の保育需要や児童虐待の増加などを背景に、保育士に求められる役割が増大し、より専門性の高い保育士の養成が求められているところであるが、指定保育士養成施設（以下「指定施設」という。）に対する総務省行政評価局による行政評価・監視結果等により一部の指定施設において運営の改善が必要とされていることを踏まえ、適切な学習環境の確保により優秀な人材が育成されるよう、下記のとおり指定施設の運営適正化に向けた基本的な指導方針を通知するので、事務処理に遺漏ないようお願いする。

記

1 指定及び定員変更に関する事項

指定施設の指定に当たっては、都道府県等の管内における保育士の需要状況、指定施設の設置状況等を勘案することとしてきたところであるが、次世代育成支援対策である「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）による待機児童ゼロ作戦のさらなる展開としての保育所受け入れ児童数の拡大などの方針も踏まえ、次の事項について適切に判断すること。

### (1) 指定施設の指定

指定施設の指定に当たっては、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日雇児発第1209001号雇用均等・児童家庭局長通知）に定める「指定保育士養成施設指定基準」（以下「指定基準」という。）に合致すると判断される場合には指定を行うこと。

### (2) 指定施設の定員変更

指定施設の定員変更に当たっては、入学希望者の増加等が明らかであることは言うまでもないが、定員の増加分に見合う講義・演習室等の施設、教科担当教員数、実習先の確保が行われる等、指定基準に合致すると判断される場合には定員変更の承認を行うこと。

## 2 指定施設における入学定員の遵守に関する事項

保育士は、地域の子育て支援の中核を担う専門職として児童福祉法による法定資格として位置付けられており、その養成を担う指定施設は、保育に関する専門的知識及び技術を習得させるとともに、当該専門的知識及び技術を支える豊かな人格識見を養うために必要な深い教養を授ける唯一の高等専門職業教育機関としての性格を有している。こうした指定施設においては、高い専門性と資質を備えた人材の育成が行えるよう、施設設備の充実とともに、講義、演習及び実習における手厚い指導など、その学習機会や環境の充実に努めることが重要である。

このため、入学定員を超過して学生を受け入れることは、適切な学習機会や環境を阻害することにつながりかねないことから、入学定員を超過して学生を受け入れている指定施設に対しては、定員遵守の指導を基本とし、定員超過の解消に努めさせること。

なお、ただちに解消することが困難であると認められる場合は個別施設の実情を十分考慮の上、平成18年度から計画的な解消を図らせること。

## 3 その他の事項

関係法令及び指定基準に合致していない指定施設に対しては、所要の改善を求め、運営の適正化を図るよう指導すること。